

令和3年11月15日

埼玉西部環境保全組合管理者 様  
鶴ヶ島市長 様  
毛呂山町長 様  
越生町長 様  
鳩山町長 様

鳩山町泉井区長 関口 三郎



鳩山町上熊井区長 小久保康弘



我々鳩山町泉井及び上熊井（以下「地元」という。）は、埼玉西部環境保全組合（以下「組合」という。）が行った「令和3年度組合当初予算にあった地元対策費2億円の減額補正予算決定」等に関して、組合及び鳩山町の対応に疑義がありますので、（仮称）鳩山新ごみ焼却施設の運営等に関する協定書（以下「協定書」という。）第24条に基づく協議の開催の申し入れを下記のとおり行います。真摯なご対応をお願いいたします。

記

1. 協定書第24条協議の開催を申し入れる背景

- 此度、組合が行った令和3年度組合当初予算にあった地元対策費2億円の減額補正予算決定（以下「減額補正予算補正」という。）に関して、組合並びに鳩山町から地元に対して、一切の情報提供及び協議がありませんでした。
- そこで、地元では鳩山新ごみ焼却施設環境保全対策協議会（以下「対策協」という。）を中心に、組合に公開質問状を提出し、回答を要請し情報の収集を行いました。

二度の公開質問によって、組合の決定の経過とその判断根拠等が明らかとなりましたが、誰が見ても合理性に欠けると言わざるを得ないものでした。

- 特に、地元が組合との信頼の維持において重要とする地元等への協議を行わなかった根拠については、当該減額補正予算は、協定書によらずに組合と鳩山町の二者で交わした「（仮称）鳩山新ごみ焼却施設整備に係る地元対策費の交付に関する確認書（以下「確認書」という。）」に基づくものであるからとの回答でした。

この確認書については、地元はその存在すら知らされておらず、当

然承知していないものです。

- 10月25日鳩山町から地元に対して「令和3年度の地元対策費は、2億円ではなく1億4100万円の交付を確保できる見込み。」との通知がありました。

通知には、地元対策費を2億円ではなく1億4100万円に変更する決定根拠も示されていません。組合と鳩山町の二者で勝手に決める状況が繰り返された現状に、深い失望を禁じ得ませんでした。

- こうした経過の中で、地元では協定書が幾度も軽視されたことへの不信が深まり、疑念が広がっています。

## 2. 協議事項

- 1) 減額補正予算の決定にあたり、「協定書第17条第1項に規定する地元対策費の執行に疑義が生じた。」問題ととらえなかったことについて
- 2) 当該減額補正予算は、協定書の内容に及ぶものではなく、確認書に基づく組合と鳩山町との問題であるとしたことについて
- 3) 鳩山町から再発防止策が策定されるまでの間、今年度の地元対策費2億円の請求はしないとしたこと、組合及び鳩山町の協定書遵守の姿勢について
- 4) 組合及び鳩山町の地元との信頼関係維持の取組み姿勢について
- 5) 令和3年度地元対策費が1億4100万円組合から交付される見込みになったことについて

## 3. 協定書第24条協議会への地元出席者について

泉井区長

上熊井区長

その他同席者 地元代表者4名

その他地元傍聴者

## 4. 協定書第24条協議会の開催方法について

協定書第24条協議会は秘密会議にする理由がありません。よって、報道機関や傍聴者を入れた公開協議会の開催にさせていただきますようお願いいたします。